

セーフティネット住宅の登録基準（令和7年10月1日時点）

項目	一般住宅（シェアハウス以外の住宅）	共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）	ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向けシェアハウス）
規 模	<p>【新築住宅の場合】 各戸の床面積が25㎡以上であること。</p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、18㎡以上であること。</p> <p>【既存住宅の場合】 各戸の床面積が18㎡以上であること。</p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、13㎡以上であること。</p> <p>※既存住宅…建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅または人の居住の用に供したことの住宅</p>	<p>共同居住型賃貸住宅の床面積が15㎡×A+10㎡以上であること。</p> <p>※A≥2 ※Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）</p> <p>共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を1人とするものであること。</p> <p>共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあつては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては、当該設備の床面積を除く。）が9㎡以上であること。</p>	<p>ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積が15㎡×B+22㎡×C+10㎡以上であること。</p> <p>※B≥1かつC≥1又はB=0かつC≥2 ※Bは、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。）の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。） ※Cは、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居可能世帯数</p> <p>ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。）である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を1人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能世帯数を1世帯とするものであること。</p> <p>ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあつては、当該設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては、当該設備の床面積を除く。）が9㎡以上、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積が12㎡以上であること。</p> <p>ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積が15㎡×B+24㎡×C+10㎡以上である場合におけるひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積が10㎡以上であること。</p> <p>※B≥1かつC≥1又はB=0かつC≥2（B・Cの内容は上記のとおり。）</p>
構造及び設備	<p>各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。</p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。</p>	<p>共同居住型賃貸住宅の共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場が備えられていること。</p> <p>ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、いずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。</p> <p>なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。</p> <p>少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。</p>	<p>ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。</p> <p>ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、いずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。</p> <p>なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。</p> <p>少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数を3で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所及び洗面設備並びに当該合計数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。</p>
	<p>消防法、建築基準法等の規定に違反しないものであること。</p>		
	<p>地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。 ただし、登録申請前に耐震改修の工事を行うことができない特別の事情がある場合は、耐震改修の工事の完了後において建築基準法などの規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。</p>		
入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	<p>特定の者について不当に差別的なものでないこと。 入居することができる者が著しく少数となるものでないこと。 その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。</p>		
賃貸の条件	<p>入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。</p>		
その他	<p>基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること。</p>		

・青森県に登録申請を行う場合の登録基準です。青森県の登録基準は、法令・告示のとおりで、独自の緩和又は強化の基準はございません。
・青森市及び八戸市に登録申請を行う場合は、各市にお問い合わせください。